

田尻町農業者等物価高騰対策支援事業

田尻町にお住まいの農業者で大阪府肥料価格高騰対策支援金対象者※に、田尻町農業者等物価高騰対策支援金を交付します。

交付金額は下記のとおり、大阪府と同額の支援となります。

【交付金額】

令和８年度の大阪府肥料価格高騰対策支援金の対象者

令和７年中の販売金額	支給額
100万円以上300万円未満	10,000円
300万円以上500万円未満	20,000円
500万円以上1,000万円未満	30,000円
1,000万円以上	80,000円

【田尻町農業者等物価高騰対策支援金申請期限】 令和８年９月３０日（水）

（交付要件）

1. 令和８年６月１日から申請を行う期間を通じて個人であれば住所を、法人にあっては、主たる事務所を田尻町内に有すること。
2. 田尻町暴力団排除条例第２条第２項に規定する暴力団員又は同条第３条に規定する暴力団密接関係者でないこと。

申請方法は裏面をご確認ください。

※大阪府の支援事業の対象者であれば、支援金の交付を受けていない方も申請できます。

田尻町農業者等物価高騰対策支援金の申請に必要なものについて

申請に必要なもの

<u>①田尻町農業者等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）</u> 産業振興課の窓口、又は田尻町ホームページからもダウンロード可能です。
<u>② 本人の住所が確認できる書類</u> 運転免許証（表・裏の両方）、各種健康保険証（表・裏の両方）、住民基本台帳カード（表面）、パスポート（顔写真記載ページ及び所持人記入欄）、マイナンバーカード（表面）等の写し ※いずれも申請を行う日において有効な書類に限る ※法人の場合にあっては、代表者事項証明書・法人事業概況説明書等の写し

申請区分に応じて必要となるもの

令和8年度大阪府肥料価格高騰対策支援金を受けた農業者の場合
<u>① 大阪府肥料価格高騰対策支援金の受給額がわかる 通帳の写し</u> 表紙をめくった最初のページ及び通帳の摘要欄に「フ．ノウセイシツ オオサカフカイケイカンリシヤ」とある入金額のわかるページ
<u>② 振込先の通帳等の写し</u> 表紙をめくった最初のページ
令和8年度大阪府肥料価格高騰対策支援金の対象者の場合
<u>① 青色申告決算書、または収支内訳書の写し</u> ※法人の場合は、 <u>農業収入にかかる販売金額が確認できる書類（決算書等）</u>
<u>② 振込先の通帳等の写し</u> 表紙をめくった最初のページ
<u>③ 令和7年度確定申告書の写し</u> ※法人の場合は、 <u>令和8年4月1日の直近事業年度の確定申告書の写し及び法人事業概況説明書の写し</u>